



区のおしらせ

令和7年(2025年)

2/15

No.1955

毎月1日・15日
25日(地域版)発行

せたがや



子どもたちの放課後の充実した居場所づくり に取り組んでいます!



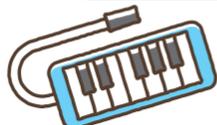
放課後や長期休み期間の小学生の居場所として、区が運営している小学校内の学童クラブ(新BOP学童クラブ)と、民間事業者が運営している民間学童クラブを設置しています。
子どもたちが安心して、楽しく、主体的に過ごすことのできる貴重な遊びと生活の場として、成育支援を行っています。

問児童課 ☎5432-2493 FAX 5432-3016



新BOP(BOP・学童クラブ)

放課後の自由な遊び場(BOP)と学童クラブが一緒になった区独自の取り組みです



学校内の施設で
安心安全



校庭や体育館等を
利用できます



民間学童クラブ

※6年度から開始。

区の補助を受けながら、
民間事業者が運営しています

※詳細は各施設によって異なります。



昼食・夜食の提供
習い事等の出入り自由



早朝・夜間の預かりも可



7年度新BOP
指導員を募集しています

区HPQ 15589



私たちと一緒に子どもたちの
遊びや生活のサポートを
しませんか

区HPQ 2078



民間学童クラブの
各施設の詳細はこちら

各学童クラブには様々な特徴があります。
施設見学や保護者説明会を通して、子どもたちの
充実した放課後の居場所をご選択ください。

新BOP学童クラブと民間学童クラブの詳しい違いは、8面参照

主な内容 今後制定・策定を予定している条例・計画等にご意見をいただきました…2・3面 | 第9回世田谷キラリ輝く個店グランプリを開催しました…7面



世田谷区長
のぶと
保坂展人

子ども第一の放課後の「居場所」です
子どもたちと話をしてみると、「勉強や宿題をやる場所がない」という悩みがあることが分かってきました。その悩みを受け、区では、集会施設16か所を中高生世代の学習スペースとして開放・確保しています。
また、春に進学する新小学1年生を含め、子どもたちにとって、放課後や長期休み期間中に安心して利用できる「遊びと生活の場」も大切です。そのような「場」を提供するために、全ての区立小学校では、全学年の子どもたちが利用できる遊び場の「BOP」と、登録要件がある「学童クラブ」をあわせて運営しています。
しかし、学校によっては新BOP学童クラブの需要が拡大し、窮屈になっているところもあります。そこで区では、適切な規模で運営できるように、新BOP学童クラブのほかに、区の補助を受けながら民間事業者が運営する「民間学童クラブ」の設置・整備を、令和6年度から始めました。
新BOP学童クラブ、民間学童クラブともに、子どもたちが安心して、楽しく、主体的に放課後の時間を過ごすことができるよう、より一層の居場所の充実に取り組んでいきます。



今後制定・策定を予定している条例・計画等にご意見をいただきました

9～12月に実施したパブリックコメント・意見募集でたくさんのご意見をいただきました。主なご意見等と区の考え方の要旨を紹介します。

1 施設使用料等の改定案(素案)

6年11・12月に実施した意見募集では、116人の方からご意見等(116件)をいただきました。

主なご意見等	区の考え方
ふるさと納税で減収の中、使用場所の受益者負担が増えるのはやむをえないこと。子どもや子育て家庭に配慮した変更も良いと思う。	改定案に基づき見直しを行うとともに、引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねていきます。
諸物価が値上がりして区民の生活も大変になっている現在、施設利用料金を値上げすべきではないと思う。 区民は税金を納めているので、公共料金の値上げは抑制的であるべきである。	今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費の規模が増加していることから、将来にわたって施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 改定にあたっては、急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行う等、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。ご理解をお願いします。

☎ 政策企画課 ☎5432-2192 📠 5432-3047

2 (仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(素案)

6年9・10月に実施したパブリックコメントでは、8人の方からご意見等(26件)をいただきました。

主なご意見等	区の考え方
犯罪被害者等に対し、専門的知識に基づく適切な支援を行うためには、これに従事する職員の人材の育成及び資質の向上等が必要であり、このための施策が重要であると思われる。	犯罪被害者等相談窓口に配置する犯罪被害者等相談員の人材の確保や育成は大変重要なことと考えています。人材の確保や育成に関しては、条例に基づき制定する運用方針にて具体的に規定し、実施していきます。
犯罪被害者は、全く過失がないにもかかわらず、治療のため病院へ通ったり、仕事を休まなければならないと経済的な負担が生じる。家族が被害に遭った場合も、サポートのために仕事を休む必要がある。 犯罪被害の影響について理解を促進するとともに、犯罪被害者本人や家族が仕事を休みやすくなることや、経済的なサポートが必要だと思う。	現在、区では、犯罪被害者やご遺族のための弔慰金等の給付や、ご家族が利用できる日常生活をサポートするための支援策を検討しています。いただいたご意見を踏まえ、引き続き犯罪被害者等に有用な支援策となるよう検討を進めていきます。 また、第6条では、仕事が続けられるよう、事業者の役割を規定しています。

☎ 人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 📠 6304-3710

3 世田谷区環境基本計画(素案)

6年9・10月に実施したパブリックコメントでは、50人の方からご意見等(171件)をいただきました。

主なご意見等	区の考え方
住民や事業者の「手入れ」は理念としては素晴らしいと思うが、最近の人々のコスパやタイプを重視する傾向の中では難しいのではないだろうか。初めの一步を引っ張り上げる仕組みを作ることが大事だと思う。	第7章に記載のとおり、区として「手入れ」の後押しを行っていきますが、そのことがより明確になるように、第3章「2. 理念」の図等を修正します。また、区民の行動変容を促すために、人々が身近に感じやすい分野や関心のある分野からの周知・啓発を行っていきます。
環境教育については、人や動植物の命が地球につながり、互いに影響しあって、命を支え育んでいることを実感できる体験を子どもの頃から積み重ねることが重要だと考える。	いただいたご意見のとおり、子どもの頃から実践や体験の場を設けることは、環境に興味・関心を持ち、環境をより良くするために果たすべき人々の責任と役割を理解する上で、重要な要素となります。 そのため、計画案において教育委員会との連携に関する記載を追記します。

☎ 環境計画課 ☎6432-7131 📠 6432-7981

4 世田谷区子どもの権利条例(素案)

6年9・10月に実施したパブリックコメントでは、28人の方からご意見等(44件)をいただきました。

主なご意見等	区の考え方
子どもと一緒に条例を読んで、「権利」や「主体」という言葉が分かりにくいと感じた。条例を普及するためのサイトやパンフレット等では、言葉を掘り下げていくようなコンテンツがあったらよい。	「権利」という言葉は多様な意味で用いられているため、「子どもの権利」が人権であることを丁寧に説明していく必要があると考えています。条例の解説書の作成や、効果的な普及啓発方法について検討していきます。
「権利」と「義務」はセットで考えるべき概念である。しかし、条例には子どもの権利ばかりで義務については一言も触れていない。まだ善悪の価値観について未熟な若年層に権利ばかりを教えるのは健全な精神の醸成に悪影響がある。	(公財)日本ユニセフ協会は「子どもの権利条約」について、子どもの権利は、全ての子どもが無条件にもっているものであり、権利は義務や責任を果たしたときに報酬として与えられるものではないと解説しています。本条例により、子どもたちには、子どもの権利があることだけでなく、子どもの権利は大人や他の子どもの権利を尊重したうえで成り立つことも伝えていきます。

☎ 子ども・若者支援課 ☎5432-2528 📠 5432-3016

5 世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(素案)

6年9・10月に実施したパブリックコメントでは、16人の方からご意見等(32件)をいただきました。

主なご意見等	区の考え方
子どもの権利条例(素案)の第24条「区はこの条例の存在と理念について、全ての区民に理解してもらうよう努めていきます。」について、パンフレットを配っただけでは理解できない内容なので、実際の生活の場面で条例のことを思い出してもらえるようになるとうい。	保護者を含めた乳幼児教育・保育施設向けの子どもの権利意識啓発プロジェクトや、子どもの権利の日の制定による子どもの権利に関する普及啓発と気運醸成等により、日常的な場面において、子どもの権利がしっかりと根付いていくよう、計画に基づき取り組んでいきます。
ヤングケアラーへの支援や、ヤングケアラーをそもそも発生させない取り組みを行ってほしい。	ヤングケアラーが早期に必要な支援につながるよう、周囲の大人の気づきの感度を上げる普及啓発の取組みやヤングケアラーコーディネーター業務等、支援基盤の強化を図っています。ヤングケアラーの背景には、子ども・教育・高齢・障害・生活福祉等の複合的な課題があることから、各分野の支援者がヤングケアラー支援の視点を持ち、横断的連携を図りながら、ヤングケアラーの子ども・若者の将来を見据えた支援に取り組んでいきます。

☎ 子ども・若者支援課 ☎5432-2528 📠 5432-3016

- ①行事名(コース)など
- ②住所 ③氏名(ふりがな)
- ④電話またはFAX番号
- ⑤「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢

ハガキ・ファクシミリ等の記入例

- あて先は各記事の申込先
(住所の記載がないものは、〒154-8504 世田谷4-21-27 世田谷区役所)
- 往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
- 連記・重複申込不可 ●特に条件のある場合は明記します

区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27

HP <https://www.city.setagaya.lg.jp/>



せたがやコール
区HPQ 8436

☎03-5432-3333
FAX03-5432-3100

令和7年(2025年)2月15日

せたがや

⑥世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)(素案)

6年9・10月に実施した意見募集では、25人の方からご意見等(48件)をいただきました。

主なご意見等	区の考え方
児童虐待に関する相談件数が増えているということは、公的な対策が進み、相談できる場所が子どもにとってより身近になっているということの表れでもあると思うので、今後の一層の取組みに期待したい。	窓口での相談対応に加え、電話やSNS等の様々なツールも活用しながら、引き続き、支援が必要な子どもや家庭の早期発見、適切な支援につながるよう予防的な取組みを推進していきます。
里親等はハードルが高く、そこまでのことは難しいが、何か子どものためにできることがあればと感じた。	里親家庭は、地域の中で生活をしています。そのため、地域の皆さんには里親家庭について知って理解していただき、身近なところで里親家庭を支えていただきたいと思います。少しでも多くの方に里親制度を知っていただくために、引き続き「里親子フレンドリーシティへ」というキャッチコピーを掲げて、地域の皆さんへの周知・啓発を行っていきます。

☎6304-7740 FAX6304-7786

⑦世田谷区都市整備方針「第二部「地域整備方針(後期)」」(素案)

6年11・12月に実施した意見募集では、36人の方からご意見等(86件)をいただきました。

地域	主なご意見等	区の考え方
世田谷	「アクションエリア」は、「駒沢一丁目1番地区」のように個別の案件に具体的内容を示しているのは、今後の進め方(地区計画策定等)に強い影響を与えるものであり意図的な誘導。地域整備方針の趣旨に沿った大枠かつ中立的な内容としてほしい。	「駒沢一丁目1番地区」については、6年8月に策定した「駒沢一丁目1番地区に現存する旧林愛作邸の保存及び活用に向けた土地利用の基本的な考え方」を踏まえ、今後地区計画等の検討を進めていきます。アクションエリアは、今後おおむね10年間にわたり街づくりを優先的に進めていく地区を位置づけるものです。当該地区は、今後街づくりの検討を進めていくことから、「土地利用の基本的な考え方」を踏まえ、新たにアクションエリアに位置づけています。
北沢	桜上水地区の農地を保全してほしい。	北沢地区の「Ⅲ.地域のテーマ別の方針」の「テーマⅡ みどり豊かで住みやすいまちをつくる」において、「地域に残された貴重な農地の保全に努める」としています。関係部署との連携を図りながら、農地の保全に努めます。
玉川	「テーマⅠ 安全で災害に強いまちをつくる」の「日常の安全・安心を確保する 道路と宅地が相互に見通せる沿道の環境づくり」について、建築時に考慮すべく、神奈川県真鶴町「美の基準」等を参考にしてほしい。既存の建築物については、所有者の「環境づくり」への意識転換ができるかどうか課題で、助成金だけでは難しい。	地区計画等における垣又はさくの構造制限や狭あい道路の拡幅、隅切り整備やブロック塀等撤去工事の助成等により道路と宅地が相互に見通せる沿道の環境づくりを推進しています。引き続き、他自治体の事例も参考に区民意識の醸成を図り、安全で災害に強いまちづくりに向けた取組みを進めていきます。
砧	環境、テクノロジー、価値観の変化を鑑みながら、こまめに微調整、見直しを進めるのがいいと思う。	「地域整備方針」の見直しにあたっては、この10年間の社会状況の変化などに応じ新たな要素なども取り入れ、検討を進めてきています。いただいたご意見のとおり、引き続き様々な変化を鑑みながら見直しを図っていきます。
烏山	アクションエリアの【5-④京王線沿線】(新規)方針に記載のある「南北・東西のつながりによる街の回遊性・快適性の向上をめざし、にぎわいと交流の軸を育む街づくりを進めます。」について、環八〜環七の区間は、杉並区と隣接している区間であるが、協議はどのようになっているのか。	京王線の連続立体交差事業では、隣接区と連携し一体的に沿線街づくりを進める必要があるため、杉並区や事業者である東京都、京王電鉄などとともに様々な視点から総合的な街づくりの検討を進めています。

☎6432-7148 FAX6432-7982、総合支所街づくり課(世田谷) ☎5432-2872 FAX5432-3055、北沢 ☎5478-8073 FAX5478-8019、玉川 ☎3702-4539 FAX3702-0942、砧 ☎3482-2594 FAX3482-1471、烏山 ☎3326-9618 FAX3326-6159

⑧せたがやインクルーシブ教育ガイドライン

6年9・10月に実施した意見募集では、103人の方からご意見等(103件)をいただきました。

主なご意見等	区の考え方
「インクルーシブ教育」とは何か、行政的な定義のほか、インクルーシブ教育を進めていく先にある世界観・インクルーシブな社会づくりのなかでのインクルーシブ教育の位置づけ、現時点での課題について、示してほしい。	本ガイドラインは、世界の動向や国の法令を踏まえ、区の各種条例や計画とともに、学校から地域共生社会を進めていくため、教育委員会として、インクルーシブ教育の実現に向けた考え方や視点を示すものです。
インクルーシブ教育を考えると、環境や言語の違う地域に移り住んだ帰国・外国人の子どもたちが学びの手を止めることなく、また在校生も多くのものを得て、安心して言葉の壁を乗り越えてともに成長していく環境を整えていくという視点を入れてほしい。	学校においては、様々な環境や考え方を背景としている子どもたちがいることを基本とし、教職員や子どもたちがそのような言語的・文化的背景に関心をもって理解しようとする姿勢を保ち、温かい人間関係をつくることのできるよう配慮する必要があることを記載しています。

☎5432-2706 FAX5432-3041

パブリックコメント・意見募集の結果は、後記 **区HP**・二次元コード、各担当課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー・くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。いただいたご意見等を踏まえ、①は10月、②は4月、③〜⑥⑧は3月、⑦は7月に条例・計画等を制定・策定する予定です。

区HPQ 7778



せたがや道づくりプラン(骨子案)にご意見をお寄せください～区のホームページから閲覧・提出ができます

今後改定する「せたがや道づくりプラン」において区が取り組む道路整備の方向性等の基本的な考え方を、骨子案として取りまとめました。

閲覧場所 後記 **区HP**・二次元コード、道路計画課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー・くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館

提出期限 3月7日(必着)

- 提出方法**
- 後記 **区HP**・二次元コードから
 - 書面(書式自由)をファクシミリ、郵送または持参で道路計画課(〒158-0094 玉川1-20-1 ☎6432-7935 FAX6432-7991)へ
 - ※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。
 - ※障害等により、前記方法による提出が難しい場合は、道路計画課へご相談ください。

- 記入事項**
- ①ご意見・ご提案
 - ②住所または勤務先・通学先の所在地・名称
 - ③氏名
 - ④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地

意見の公表 6月(予定)

区HPQ 22553





対=対象(特記ない場合、区内在住・在勤・在学者) 回=日時・日程 場=会場 日=当日直接会場へ 講=講師 費=費用(特記ない場合、無料)
 備=ほかの情報(「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子~未就学児が対象) 申=申込方法(特記ない場合、発行日時時点で申込可) 問=問合せ先
 区HPQ 0000]=区のホームページの検索メニュー [ページIDから探す]へ番号入力力でページを表示



▶世田谷区防災ポータル <https://setagaya-bousai.my.site.com/>
 ▶災害・防犯情報メール配信サービス <https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/> ▶公式X @setagaya_kiki ▶FM ラジオ 83.4 メガヘルツ(エフエム世田谷のホームページからも聴取できます)



区の手続きや施設・イベント案内は **せたがやコール** 午前8時~午後9時(年中無休) ☎03-5432-3333 FAX03-5432-3100 問合せフォーム 区HPQ 8436



おしらせ

第2回本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会の傍聴

回 3月25日(火)午後3時~5時

場 梅丘パークホール

申 2月28日までに、区HPQ 20467 からオンライン手続き、電話またはファクシミリ(記入例3面)で市民活動推進課(☎6304-3768 FAX6304-3597)へ 先着10人

7年度世田谷区食品衛生監視指導計画(案)にご意見をお寄せください

閲覧場所/区HPQ 21274、世田谷保健所生活保健課

提出期限/3月7日(必着)

提出方法/前記 区HP からオンライン手続き、ファクシミリ、ハガキ(記入例3面。電話・ファクシミリ番号は任意)を郵送または持参で世田谷保健所生活保健課(☎5432-2901 FAX5432-3054)へ

世田谷区都市整備方針「第二部」地域整備方針(後期)』(案)の公告・縦覧

街づくり条例第9条に基づき、以下の案について意見書を提出することができます。

都市整備方針の名称/世田谷区都市整備方針「第二部」地域整備方針(後期)』

縦覧・意見書提出期間/2月18日~3月3日(必着)

縦覧場所/都市計画課、総合支所街づくり課

提出方法/書面(書式自由。案の名称、意見する地域名、意見、住所、氏名を明記)を郵送、ファクシミリ、持参または 区HPQ 22583 からオンライン手続き
 提出先/都市計画課(〒158-0094玉川1-20-1 ☎6432-7148 FAX6432-7982)、総合支所街づくり課(世田谷 ☎5432-2872 FAX5432-3055、北沢 ☎5478-8073 FAX5478-8019、玉川 ☎3702-4539 FAX3702-0942、砧 ☎3482-2594 FAX3482-1471、烏山 ☎3326-9618 FAX3326-6159)
 問 都市計画課 ☎・FAX 前記

7年度区立中学校格技室の平日(昼間)利用団体募集

利用時間/週1回2時間程度(開放時間は学校により異なる。授業等の状況により開放を休止する場合あり)

中学校名/梅丘、弦巻、喜多見

対 次の全ての条件を満たす団体①「けやきネット」に登録している②原則、構成員全員の住所が利用する学校の学区域または隣接した学区域③構成員の3分の2以上が高齢者(65歳以上)、幼児、障害のある方等④8年3月まで定期的に活動できる⑤参加希望者の追加受入れが可能

利用可能種目/体操、フォークダンス、卓球、武道等

申 2月17~28日に、電話で(公財)世田谷区スポーツ振興財団(☎3417-2829 FAX3417-2813)へ

世田谷区いっせい防災訓練(シェイクアウト訓練)に参加しませんか

訓練の想定/区内で震度6強を観測する地震が発生

訓練の方法/その場で自分の身を守る行動をとる

回 3月11日(火)午前9時30分から約1分間

場 各家庭、学校、職場等「その時あなたがいる場所」
 ※訓練の開始は、防災行政無線、エフエム世田谷の放送や世田谷区災害・防犯情報メール、X(旧ツイッター)でお知らせする予定です。

備 訓練専用ホームページ(後記二次元コード)またはファクシミリから、訓練への参加登録(任意)ができます。

問 災害対策課

☎5432-2262 FAX5432-3014

区HPQ 15303



観光冊子「せたがやガイドブック」改訂版を発行しました

配布場所/三軒茶屋観光案内所「SANCHA³」、区政情報センター、図書館、まちセンター等

備 英語版あり。観光情報サイト「エンジョイ! SETAGAYA」([HP](http://www.kanko-setagaya.jp/) <https://www.kanko-setagaya.jp/>)からもご覧になれます。

問 (公財)世田谷区産業振興公社

☎3411-6715

FAX3412-2340



募集

人事課から

①障害のある方を対象とした会計年度任用職員

職種/①図書館業務員②児童館業務員用務

対 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方または児童相談所等により知的障害者であると判定された方

勤務日数/①月18日(1日5時間)②月16日(1日3時間)

報酬/①月額13万1391円②月額7万2092円(いずれも予定。期末・勤勉手当あり)

②世田谷区障害者活躍支援員(非常勤)

勤務日数/月16日(1日7時間)

報酬/月額19万6954円(予定。期末・勤勉手当あり)

任用期間/6月1日~8年3月31日(再度任用あり)

募集期限/3月3日

備 詳しくは、募集案内(人事課、出張所・まちセンター等にあり)または ①① 区HPQ 22239 ② 区HPQ 22238 ② 区HPQ 22535 をご覧ください。

問 人事課 ☎5432-2104 FAX5432-3009

学童クラブ運営補助員(新BOPプレイングパートナー)

報酬/時給1330円(4月から時給1460円(予定))

備 区HPQ 7841 からオンライン手続き可。随時募集。

問 児童課 ☎5432-2379 FAX5432-3016

学校生活サポーター(登録制)

対 18歳以上(高校生を除く)

勤務日数/学校と相談のうえ決定(1日7時間以内、月86時間以内) ※長期休業期間(夏・冬・春休み)の活動はなし。

報酬/時給1330円

備 随時募集。

問 支援教育課

☎6453-1512 FAX6453-1534

区HPQ 8088

学校職員課から

①学校業務補助員(代替)の登録者

勤務日数/月10・12・16日のいずれか(1日6時間または7時間45分)

報酬/月額8万7151円~18万114円(予定。勤務日数・時間による)

②幼稚園業務補助員(代替)の登録者

勤務日数/月10日(1日7時間)

報酬/月額10万1677円(予定)

任用期間/職員の欠員等に応じた期間

備 随時募集。

問 学校職員課 ☎5432-2672 FAX5432-3025

① 区HPQ 22570 ② 区HPQ 22576

違反広告物を除却するボランティア団体

対 18歳以上で区内在住・在勤の5人以上の団体(除却活動は原則3人以上で行っていただきます)

申 2月17~28日に、電話で土木計画調整課(☎6432-7958 FAX6432-7993)へ



障害のある方

東京都心身障害者扶養共済制度

障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害と認められたときに、障害者に終身一定額の年金を支給する全国的な制度です。

加入資格/①保護者が加入年度初日現在65歳未満の都内在住者で、特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態であること②障害者が次のいずれかに該当すること①愛の手帳1~4度②身体障害者手帳1~3級③精神または身体に永続的な障害があり、その程度が①または②と同程度と認められる方

掛金(月額)/保護者の加入時の年齢により異なる(改定による変更あり、減額制度あり、2口まで加入可)

支給金額/月額2万円(1口あたり)

備 申請書類は後記問合せ先にあり。詳しくは、お問い合わせください。

問 障害施策推進課 ☎5432-2388 FAX5432-3021、総合支所保健福祉課(世田谷 ☎5432-2865 FAX5432-3049、北沢 ☎6804-8727 FAX6804-8813、玉川 ☎3702-2092 FAX5707-2661、砧 ☎3482-8198 FAX3482-1796、烏山 ☎3326-6115 FAX3326-6154)

ひとり暮らし等の障害者宅に救急通報システムを設置します

自宅内で急病や事故等の緊急事態が起きたときに、小型無線発信機を押すことで民間の受信センターに通報され、東京消防庁に連絡します。

対 18歳以上の身体障害者手帳1・2級または難病患者の方で、ひとり暮らしまたは同居家族が就労等のため、1人でいることが多い方 ※日常生活状況等によっては、対象とならない場合があります。

問 総合支所保健福祉課(☎・FAXは前記「東京都心身障害者扶養共済制度」参照)、障害施策推進課 ☎5432-2414 FAX5432-3021

ひとり暮らし等の障害者宅に救急通報システムを設置します

音声による119番通報が困難な方向けに、スマートフォンやファクシミリ、電話リレーサービスで通報する制度があります。詳しくは、東京消防庁(☎3212-2111 FAX3213-1478)へお問い合わせください。

税金

軽自動車・二輪車等の廃車・名義変更の手続きはお早めに

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者等に1年分を課税します。すでに車両がお手元でない場合には、4月1日までに廃車や名義変更の手続きをお願いします。

届出先/①原動機付自転車、小型特殊自動車等=課税課管理係、総合支所くみん窓口②125ccを超える二輪車=東京運輸支局(品川区東大井1-12-17)③軽自動車=軽自動車検査協会東京主管事務所(港区港南3-3-7)

備 ①は総合支所くみん窓口の混雑緩和のため、課税課管理係への届出にご協力ください。手続方法等詳しくは、区HPQ 248 をご覧ください。

問 ①課税課 ☎5432-2163 FAX5432-3037②東京運輸支局登録ヘルプデスク ☎050-5540-2030 FAX03-3471-6320③軽自動車検査協会東京主管事務所 ☎050-3816-3100 FAX03-6712-8625

所得税等の申告はe-Taxが便利です

スマートフォンとマイナンバーカードを利用して、ご自宅から確定申告ができるe-Taxをご利用ください。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自動計算で確定申告書を作成することができ、そのままe-Taxで送信できます。

☎ 税務署(世田谷) ☎6758-6900、北沢 ☎3322-3271、玉川 ☎3700-4131

詳しくは、国税庁のホームページへ▶



年金

海外へ転出される方へ 国民年金の任意加入制度があります

海外に転出する届出(住民票の異動手続き)をし、海外に居住する場合は、国民年金の強制加入対象者ではなくなります。しかし、20~65歳の日本国籍の方は、海外居住中も国民年金に任意で加入できます。なお、昭和40年4月1日以前生まれの方に限り、65歳到達時に受給資格(120月)を満たしていない場合は、70歳までの間、受給資格を満たすまで加入できます。任意加入をすると、将来の年金額を増やすことや、障害基礎年金等の受給資格を確保することができます。

●加入には手続きが必要です

・最終住民登録地が世田谷区で、日本在住の親族が協力者になれる場合⇒**世田谷区役所**

・最終住民登録地が世田谷区で、協力者を立てることができない場合⇒**世田谷年金事務所**

☎ 代理人が届け出る場合は、委任状が必要です。なお、任意加入した方が帰国し、日本国内に住居登録した際は、改めて加入の手続きが必要です。

☎ 国保・年金課国民年金係 ☎5432-2356 FAX 5432-3051、世田谷年金事務所 ☎6844-3871 FAX 6844-3872(音声案内「2」→「2」)

子ども・若者

入学予定校連絡票の回答はお済みですか

4月に新小学1年生・新中学1年生になるお子さんがいるご家庭へ1月中旬に就学通知書をお送りしています。

就学通知書に同封している「入学予定校連絡票」は、教育委員会及び各学校においてお子さんが入学する学校を確認し、準備を進めるために必要なものです。☎HPQ 1928 からオンライン手続きまたは郵送で必ずご回答ください。なお、国立・都立・私立・その他の学校に就学が決まった方は、入学する学校が発行する「入学承諾(許可)書」を添付し、ご回答ください。

☎ 学務課 ☎5432-2683 FAX 5432-3067

7年度ペアレント・トレーニング(全8回)

☎ おおむね3歳~小学3年生のお子さんを育てる区内在住の保護者で、お子さんとの関わり方や育て方に悩みや不安があり、全回参加できる方

☎ 4月16・30日、5月14・28日、6月11・25日、7月9日、10月1日(振り返りの回)いずれも水曜午前9時45分~11時30分

☎ 場 梅丘分庁舎

☎ 講 公認心理師

☎ 備 保育可(要予約、抽選4人程度)。

☎ 申 2月17~28日に、電話またはファクシミリ(記入例3面)で児童相談支援課(☎6304-7731 FAX 6304-7786)へ 抽選8人程度

☎ 区HPQ 22174

教育総合センター STEAM教育講座(3月)

☎ 対 区内在住・在園・在学の4歳児(年中)~中学3年生 ※講座により対象が異なります。

☎ 日 3月1・8・15・22日いずれも土曜、26日(休)~29日(出)、31日(月)

☎ 場 教育総合センター(若林5-38-1)

☎ 備 詳しくは、☎HPQ 3582 をご覧いただくか、お問い合わせください。

☎ 申 前記 ☎HP からオンライン手続き

☎ 問 教育総合センター事業推進担当課

☎ ☎6453-1536 FAX 6453-1534

養育費相談会

☎ 対 区内在住の離婚を考えている方やひとり親の方で、養育費に関する悩みをお持ちの方

☎ 日 3月2日(日)午前9時30分~11時30分

☎ 場 二子玉川地区会館▶

☎ 講 区家庭相談員

☎ 備 先着10人程度。保育可(2月10~21日に、電話または ☎HPQ 17487 からオンライン手続きで要予約、先着3人)。

☎ 問 子ども家庭課

☎ ☎5432-2569 FAX 5432-3081

第9回のげ青フェスティバル▶

☎ 日 3月2日(日)午後0時30分~4時30分

☎ 備 詳しくは、野毛青少年交流センターのホームページ(☎HP <https://nogesei.com/nogeseifes.html>)をご覧ください。

☎ 場・問 同センター

☎ ☎3702-4587 FAX 6809-8739

アップスフェス2025▶

☎ 日 3月8日(出)午後1時30分~7時

☎ 備 詳しくは、希望丘青少年交流センターのホームページ(☎HP <https://ups-s.com/topics/fes>)をご覧ください。車での来場はご遠慮ください。

☎ 場・問 同センター

☎ ☎6304-6915 FAX 6304-6916

健康・衛生

健康のための講座(保健センター)

☎ 1 コレステロールと食事の講座(全2回)

☎ 日 4月2・9日いずれも水曜午後2時20分~3時50分

☎ 2 春のポールウォーキング体験講座(全3回)

☎ 日 4月9~23日の毎週水曜午前10時~11時30分

☎ 3 マシン&カラダ引き締め講座(全8回)

☎ 日 4月10日~5月29日の毎週木曜午後6時20分

休日保育をご利用ください

日曜や祝・休日に就労のため、家庭で保育ができない場合に利用できます。

☎ 対 区内在住で保育園等に通っている児童(区内認可保育園に通っている他区市在住の児童も利用可能)

☎ 利用方法 / 予約システム(後記二次元コード)に登録のうえ、利用希望日の前々月21日午前9時~25日午後11時50分に申込み(希望者多数の場合は抽選)。空き枠がある場合は前月1日正午~20日午後11時50分に先着順で予約を受け付けます。

☎ 制度について=

☎ 保育課 ☎5432-2320 FAX 5432-3018

☎ 区HPQ 1536



予約システムの
利用登録・申込はこちら▶

~7時40分

☎ 4 ヨーガで腰痛予防&筋力アップ講座(全6回)

☎ 日 4月12日~6月28日の第2・4土曜午前9時~10時30分

☎ 対 区内在住・在勤で1218歳以上の方3418~59歳の方(いずれも初めての方優先)

☎ 場 保健センター(松原6-37-10)

☎ 費 1回400円(指導料)

☎ 備 234の重複申込は不可。

☎ 申 2月19日までに、電話、ファクシミリ(記入例3面。性別、生年月日も明記)またはホームページ(右記二次元コード)で保健センター(☎6265-7473 FAX 6265-7429)へ

☎ 抽選 124人220人34各40人

☎ ※抽選結果は当選者にのみ通知。



暮らし・環境

無料特別相談「多重債務110番」

借金の返済等について弁護士が相談に応じます。

☎ 日 3月3日(月)、4日(火)いずれも午前10時~正午、午後2時~4時

☎ 場 消費生活センター

☎ 備 1人50分以内。

☎ 申 電話で消費生活センター(☎3410-6521 FAX 3411-6845)へ 先着各日4人

仕事・産業

中小企業者の方へ ~支援事業等をご利用ください

☎ 1 中小企業診断士による総合経営相談(要予約)

☎ 2 中小企業診断士による創業融資相談(要予約)

☎ 3 創業メール相談

☎ 創業前、創業間もない方の簡単な質問にメール(☎keiei@setagaya-icl.or.jp)で回答します。

☎ 4 融資あっせん制度

☎ 事業経営に必要な資金の調達を支援します。

☎ 5 政府系金融機関融資への利子補助

☎ 日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)」、日本政策金融公庫または商工組合中央金庫の「新事業育成資金」の融資を受けた中小企業者に利子の一部を補助します。

☎ 場 12世田谷産業プラザ

☎ 備 詳しくは、お問い合わせください。

☎ 問 1~4(公財)世田谷区産業振興公社 ☎3411-6603 FAX 3411-6610、5 商業課 ☎3411-6652 FAX 3411-6635

☎ 6面へつづく【仕事・産業】

実施保育園	所在地	問合せ先
経堂	経堂4-13-10	☎6413-1330 FAX 3427-4028
松原	松原5-33-16	☎6379-0154 FAX 6379-0164
等々力	奥沢8-4-14(仮園舎)	☎3704-5103 FAX 3704-5135
スマイルキッズ 桜新町	桜新町2-6-4(A棟)	☎3425-4433 FAX 6804-4443
砧	祖師谷4-3-17	☎3483-1950 FAX 3483-1955
烏山	南烏山6-22-14	☎3326-1700 FAX 3326-1701

5面からのつづき【仕事・産業】

若者の就職活動を応援します

①仕事講話・職場見学・仕事体験

内容/応募や今後の就労の方向性を決めていくきっかけづくりのための様々な業界・職種の講話や職場見学・体験

②就職力UP講習

Table with 2 columns: 日時, 講座名. Includes dates like 3月19日 and 3月25日.

場三茶おしごとカフェ

備各日20人。いずれかの参加も可。

③サポステ見学・説明会

内容/支援内容の説明会(希望者には個別相談を実施)

日3月8日(土)午前10時~正午

場せたがや若者サポートステーション

対 ①②15~49歳で就労の方向性を見たい方③働くことに悩んでいる15~49歳の方とそのご家族、支援者

備 申込方法や①の会場等詳しくは、お問い合わせください。

担当=工業・ものづくり・雇用促進課

問 せたがや若者サポートステーション

☎5779-8222 FAX3424-7786

催し物

子どもの貧困対策推進フォーラム

日3月18日(火)午後2時~4時30分

場玉川せせらぎホール

講西牧たかね(法政大学社会学部兼任講師)

備 保育可(3月4日までに要予約、先着5人)。

申 3月11日までに、[区HP「21340」]からオンライン手続き、電話またはファクシミリ(記入例3面)で子ども家庭課(☎5432-2406 FAX5432-3081)へ 先着200人

回想法体験イベント「なつかしい」は脳に効く!?

日3月7日(金)午後2時~4時

場中央図書館

申 2月22日までに、電話またはファクシミリ(記入例3面)で中央図書館(☎3429-1811 FAX3429-7436)へ 先着30人

トラストまちづくりから

①①世田谷まちづくりファンド②(新)世田谷トラストまちづくり活動助成事業 事前応募相談

日3月3日(月)~4月4日(金)の平日午前9時~午後5時

場(一財)世田谷トラストまちづくり(松原6-3-5)またはオンライン

備 ②は事前相談必須。

②オープンガーデン

①「成城三丁目小さな森」②「岡本三丁目小さな森」

日 ①3月23日(日)午前10時30分~正午(雨天中止)②3月27日(木)午後1時30分~3時(小雨実施)

場 参加される方に所在地を案内

備 ①は階段の昇り降りがあるため、滑りにくい靴を着用。

②① 申込フォーム



②② 申込フォーム



③雑飾りの展示

日 ①3月2日(日)まで②2月22日(土)~3月2日(日)いずれも午前9時30分~午後4時30分(2月24日を除く月曜、25日(火)は休園)

場 ①瀬田四丁目旧小坂緑地(旧小坂邸)(瀬田4-41-21)②成城五丁目猪股庭園(旧猪股邸)(成

城5-12-19)

申 ①申込フォーム(前記二次元コード)、電話またはファクシミリ(記入例3面)で、②①は2月21日、②②は2月27日いずれも午前9時から、申込フォーム(前記二次元コード)または電話で(一財)世田谷トラストまちづくり(☎6379-1624 FAX6379-4233)へ 先着②①50人②20人

男女共同参画センターらぶらすから

①シングルファーザーのオンライン・リアルトーク会~ひとり親でもひとりじゃない

対 シングルファーザーの方

日3月15日(土)午後2時~3時30分

講 今井智洋((一社)ひとり親支援協会代表理事)

②らぶらすブックサロン

日3月1日(土)午後1時~3時

場 男女共同参画センターらぶらす

講 金子由里奈(映画監督)

備 課題図書は、大前栗生『ぬいぐるみとしゃべる人はやさしい』(河出書房新社、2020)。保育可。

申 電話、ファクシミリまたはホームページの申込フォームから男女共同参画センターらぶらす(☎6450-8510 FAX6450-8511 HP https://laplace-setagaya.net/)へ 先着①20人②10人

東京空襲資料展

日2月27日(木)~3月10日(月)午前9時~午後5時(入場は午後4時45分まで。火曜休館)

場・問 せたがや未来の平和館(平和資料館)

☎3414-1530 FAX3414-1532

民家園から

①暮らしの歳時記民間暦「太子講」

日2月18日(火)~24日(日)午前9時30分~午後4時30分

②解説会 世田谷の三月節句

日3月2日(日)午前11時~11時20分

備 先着20人。

場・問 次大夫堀公園民家園

☎・FAX3417-8492

区民文化祭

①花道展・茶会

日3月1日(土)午前10時~午後5時、2日(日)午前10時~午後4時(茶会は1日は午前11時~午後3時30分、2日は午前10時30分~午後2時30分)

場 世田谷区民会館

②郷土芸能大会

日3月2日(日)午前10時20分~午後5時55分

場 烏山区民会館

問 生涯学習課

☎3429-4257 FAX3429-4267

交通安全都民のつどい

内容/式典、交通安全教室、警視庁音楽隊演奏

日3月21日(金)午後2時~3時45分

場 世田谷区民会館

出演/ハリセンボン(お笑い芸人人気コンビ)、濱田龍臣(俳優)

備 3月3日までに申込み(応募者多数の場合抽選)。詳しくは、警視庁公認交通安全情報サイト「TOKYO SAFETY ACTION」(右記二次元コード)をご覧ください。

担当=交通安全自転車課

問 警視庁交通総務課

☎3581-4321 内線50323 FAX3502-0660

講座・講習

シルバー人材センターから

①第1期パソコン教室(4~6月)

②カルチャー教室(4~9月)

内容/絵画教室、フラワーアレンジメント、世田

谷史、初級書道、歌謡教室

対 18歳以上

場 用賀ワークプラザ(玉川台1-12-1)

備 ①はWindows11使用。最少開催人数に満たないコースは開講しません。日程や費用等詳しくは、ホームページ(HP https://setagaya-sjc.com/)をご覧ください。

申 2月28日までに、電話またはファクシミリ(記入例3面)で(公社)世田谷区シルバー人材センター宮坂本部(☎3426-9211 FAX3426-9506)へ

世田谷区民健康村から

①農業技術教室~野菜づくり入門(年間コース)

対 全8回参加できる16歳以上の農業初心者の方 日 ①4月19・20日 ②5月10・11日 ③6月14・15日 ④7月12・13日 ⑤8月16・17日 ⑥9月6・7日 ⑦10月4・5日 ⑧11月1・2日 ※いずれも土・日曜の1泊2日。

費 1万7800円(年会費、資材・テキスト代ほか) ※各回、別途参加費①③⑥⑧1万200円②④⑤⑦8050円が必要(宿泊・食事代、プログラム参加費ほか)。

②レンタル農園(年間コース)

対 野菜づくり経験のある方

日 4月中旬~11月末日

費 1万5710円(年会費、農具使用料(消耗品含む)等)

③里山塾(茅葺きコース)

対 16歳以上

日 4月12日(土)・13日(日)

費 1万100円(宿泊・食事代、プログラム参加費ほか)

④里山塾(おとなの里山コース(年間コース))

対 全5回参加できる16歳以上の方

日 ①4月12・13日 ②7月5・6日 ③10月25・26日 ④11月22・23日 ⑤12月6・7日 ※いずれも土・日曜の1泊2日。

費 1万100円(宿泊・食事代、プログラム参加費ほか)

⑤フライフィッシングスクール

対 16歳以上

日 ①タイピング講座=4月29日(祝)②釣り=6月7日(土)・8日(日)

費 ①6010円(材料費・プログラム参加費ほか)②2万500円(宿泊・食事代、道具レンタル、プログラム参加費ほか)

場 世田谷区民健康村

備 交通費別。

申 ①②は3月15日、③~⑤は2月28日(いずれも消印)までに、ハガキまたはファクシミリ(記入例3面)で世田谷区民健康村予約センター(〒378-0101 群馬県利根郡川場村谷地1320 ☎0278-52-3311 FAX0278-52-3313 HP https://www.furusatokousha.co.jp/)へ 抽選①⑤各15人②③④各20人

リサイクル千歳台から

①古着でなにつくろ!

~カバンにへんしん!?

日 3月23日(日)午前11時~午後0時30分

講 NPO法人こどもアート企画motto

②親子フリーマーケット出店者募集

日 3月30日(日)午前11時~午後1時

費 500円(出店料)

対 区内在住・在勤・在学の小学生と保護者

場 リサイクル千歳台

備 駐車場はありません。出店条件等詳しくは、ホームページをご覧ください。

申 ①は3月3日、②出店希望者は2月27日(いずれも必着)までに、ホームページまたは往復ハガキでリサイクル千歳台(〒157-0071 千歳台1-1-5 ☎5490-1020 HP https://recycle.ecocycle-setagaya.jp/)へ 抽選①15組30人②19区画

第23回口腔介護講演会「食べること 生きること～最期まで食べるためにできること」

対 区内在住の方
日 3月16日(日)午後2時30分～4時30分
場 梅丘パークホール
講 五島朋幸(日本歯科大学附属病院口腔リハビリテーション科臨床准教授)
備 先着100人。
担当=介護予防・地域支援課
問 ☎せたがやコール

手話講習会(全40回)

コース	曜日
①初級	毎週水曜
②中級	毎週火曜
③専門	

対 全回受講できる15歳以上で①初めての方②本講習会初級修了者または他の手話講習会等で1

年程度の手話経験がある方(書類審査あり)③本講習会中級修了者または同等程度の技術と知識を有する方(3月20日(祝)に選考試験あり)
日 4月22日(火)～8月24日(火)昼クラス=午前9時45分～11時45分、夜クラス=午後7時～9時
費 テキスト代のみ
備 18歳未満は保護者の同意が必要。会場等詳しくは、区HPQ 22566をご覧ください。
申 2月28日午後5時(必着)までに、前記区HP からオンライン手続き、受講申込書(障害施策推進課、前記区HP にあり)を郵送または持参で障害施策推進課(☎5432-2388 FAX 5432-3021)へ抽選①各60人②各50人 選考③各20人

ピースセミナー「小学生から楽しく学べる憲法」

対 区内在住・在勤・在学の小学4年生以上
日 3月16日(日)午前10時～正午
場 教育会館(弦巻3-16-8)

講 木村草太(東京都立大学法学部教授)
備 手話通訳あり(申込時に要予約)。
担当=生涯学習課
申 2月28日までに、区HPQ 3568 からオンライン手続き、または電話、ファクシミリ(記入例3面。保護者参加の有無(保護者の連記可)、年齢も明記)で☎せたがやコールへ抽選50人
▲木村草太さん

区公式YouTubeチャンネルで動画配信中!

胃がんの検診と予防～胃がんリスクを下げる! 早く見つける! ために知っておくこと

配信期限 / 10月31日
問 世田谷保健所健康企画課
☎5432-2447 FAX 5432-3019



第9回世田谷キラリ輝く個店グランプリを開催しました

区民の皆さんから推薦されたお店の中から、キラリ輝く魅力があり、地域を元気にしてくれているお店を、専門家の審査員が実際に訪れて審査を行い、表彰しました。各賞に輝いたお店を紹介します。



「世田谷区長賞」

飲食部門
いつきよっか
五月四日(居酒屋)
用賀4-17-6 みづきビル112
☎070-9140-4712

物販・サービス部門
きもの三鈴
(呉服販売及びきものクリニック)
喜多見9-2-18 ☎3488-4141

「準グランプリ」

飲食部門
焼とりダービー豪徳寺店
(焼とり)
豪徳寺1-44-8 ☎6804-4214

物販・サービス部門
ふあんぱん
(パン)
若林4-27-9 ☎6453-1964

「特別賞」

飲食部門
中国料理 柚子(中華料理)
赤堤1-16-21 ☎6413-9679

蕎麦やましん(手打ちそば)
粕谷4-20-18 107 ☎6750-2948

シンフウタイツウ 春風胎蕩(ヨーロッパ料理)
祖師谷3-34-9 OKビルB1F ☎6411-3265

物販・サービス部門
清藤商店(青果)
桜上水4-7-4 ☎080-4011-7313

タトル明大前 洋菓子店(洋菓子製造)
松原2-42-5 ☎4362-5224

二コニコ家(和菓子製造小売)
世田谷1-24-12 ☎3420-5201

受賞店等詳しくは、世田谷区商店街連合会のホームページへ▶▶▶

世田谷区商店街連合会と区では、事業者の皆さんに、地域の担い手である商店会への加入と事業協力をお願いをしています。

問 商業課 ☎3411-6667 FAX 3411-6635、世田谷区商店街連合会 ☎3414-1432 FAX 3410-1651

区民の

ひろば

区の事業ではありません。
参加申込や問合せ等は
各団体の連絡先へ。

催し物

- ♣は区の後援事業
- ◆第20回おひな様を飾りました(障害者の作品、地域のアーティストの作品も展示・販売) 2/22(土)～3/3(月)12～17時 あかねこうぼう(祖師谷4-7) (☎090-6652-9627大嶋)
- ◆世田谷ウォーキング同好会2月例会(80歳の方まで) 2/23(日)10～11時半 梅ヶ丘駅改札口9時40分集合 羽根木公園 200円 要申込(同会☎6676-5672西川)
- ◆太鼓の会(健康のために、身体のために) 2/24(火)10時半～11時半 祖師谷区民集会所 1回千円(砒認知症予防の会☎090-9822-5788乙坂)
- ♣帯でトートバッグ作り 2/26(木)13～15時半 リサイクル千歳台 千円 電話またはメールでNPO法人えこひろば・塚元(☎090-6315-7432 ☎ecotsuka511@gmail.com) 先着10人
- ◆障害者施設で作った藍染め・刺し子・織り製品の展示販売会 2/28(金)～3/3(月)10～17時(3/3は16時まで) アートギャラリーチェリー成城(成城6-17) ((社福)藍☎3412-1366大野)

- ◆西洋絵画を愉しむ会(古典絵画や近現代絵画を大スクリーンに映写し解説、終了後懇談会) 3～8月の第2日曜13時半～16時 シェア奥沢(奥沢2-32) 1回500円 要申込(同会☎5729-0710宮本)
- ◆心臓ペースメーカー勉強会(患者、予定者、ご家族対象) 3/9(日)13時半～15時 保健医療福祉総合プラザ(うめとぴあ) 500円 電話またはメールで日本心臓ペースメーカー友の会東京支部・黒田(☎042-453-0410 ☎kikuonakagawa@yahoo.co.jp)

会員募集

- ◆喫茶去の会 第1金曜9～12時 主に太子堂区民センター 月:千円(☎090-4369-9935 ☎fin-fun-fan@docomo.ne.jp小笠原)
- ◆ピーコック英会話クラブ(カナダ人講師・初級) 主に第1～3土曜18～19時半 主に弦巻区民センター 月:5千円(☎080-6529-2803池田)
- ◆ZumbaサークルDeco 主に火・水・土曜10～11時、15時半～

掲載対象

区内在住者を主な構成員とする団体で、区内で活動しているもの(営利目的、宗教・政治活動に関係するものは掲載不可。同一団体・同一人からの申込みによる掲載は6か月に1度(区の後援事業を除く・要問合せ)。掲載料は無料。掲載した内容は区のホームページにも掲載)。期日の定めがある催し物・同窓会等の申込みは掲載希望日の発行日の1か月前(土・日曜、祝・休日の場合は翌開庁日)必着。 問 広報広聴課 ☎5432-2009 ☎5432-3001

- 16時半 主に瀬田地区会館 1回千円(☎090-2221-8862 ☎decoyoga@yahoo.co.jp高橋)
- ◆烏鶯うる会(囲碁) 第1・3・4土曜13～17時 主に太子堂区民センター 年:千円(☎090-5509-8682 ☎h.hara.8181@gmail.com原)
- ◆Mahalo Hula(フラサークル、体験無料) 月3回日曜12時半～14時 主に用賀区民集会所 入:千円 月:4千円(☎080-8030-0658 ☎ao.yuuka777@gmail.com中村)
- ◆和の輪合唱団 毎週日曜16時半～18時半 主に烏山区民センター 入:1万円 月:2千円(☎090-9829-5768 ☎wanowa2021@gmail.com金井)
- ◆Teatro Grazie(懐かしい歌を歌う会・40～80代) 月1回火・水曜10時半～11時半 主に代田区民センター 1回千円(☎090-9139-3677 ☎orchestra.improvise@gmail.com川上)
- ◆日本吟道学院公認 桜吟会 経堂教室(詩吟・漢詩) 第2・4火曜9時半～12時 主に経堂地区会館 月:1500円(ほか雑費3か月千円)(☎3609-7835永井)

- ◆書群会代田南教室(書道、大人・学童) 主に月3回木曜15～19時 主に花見堂地区会館 入:千円 月:3千円(誌代別)(☎090-5328-0784加藤)
- ◆クレインズ(太極拳) 月3回金曜13～14時半 主に上馬地区会館 入:千円 月:2千円(☎☎3429-5795池田)
- ◆ピンガラアートクラブ(水墨画・日本画・まんが)大人の絵画教室 月～日曜(木曜を除く)10～12時半、13～15時半 喜多見9丁目近辺 年:5500円 1回3300円(☎090-3512-3043 ☎pingalaaart@gmail.com井上)
- ◆いな碁会(囲碁、初級・中級) 毎週日曜13～17時 主に千歳台地区会館 月:500円(☎090-3334-8607小川)
- ◆世田谷エヴァーグリーン友の会(若さを保ち①英会話(バイリンガル講師)②麻雀③カラオケを楽しむ会) ①毎週金曜10～11時または12～13時②毎週水・金曜13時15分～16時半③毎週火・水曜10～12時 ①②豪徳寺駅近辺③祖師ヶ谷大蔵駅近辺 各1回500円(☎090-7421-1995橋)

1面のつづき **新BOP学童クラブと
民間学童クラブの違い**



7年4月に計11施設になる予定です



	新BOP学童クラブ	民間学童クラブ(区から補助を受けて運営)
対象	区内在住または在学の小学1～3年生で、保護者が就労・病気等により、放課後の保護・育成にあたることのできない家庭の児童(心身の発達等により、個別的配慮が必要な児童は6年生まで)	認可保育所内で運営している施設は小学1年生のみ
運営	世田谷区	民間事業者(区から補助を受けて運営)
活動場所	全区立小学校内	学校敷地外にある施設
時間	放課後～午後6時15分(学校休業日は午前8時15分～午後6時15分) ※午後7時までの延長利用あり(月～金曜のうち、利用者がいる日時で実施)。	放課後～午後6時15分(学校休業日は午前8時～午後6時15分) ※午後7時までの延長利用あり(午後7時以降の預かりの有無や時間は施設によって異なる)。
申込方法(審査のうえ決定)	申請書と就労証明書などを各校の新BOPへ申請 ※詳しくは、児童募集案内(区HPQ 15588)をご覧ください。	入会に必要な書類(施設によって異なる)を事業者へ提出 ※詳しくは、区HPQ 2078をご覧ください。
定員	原則、なし	あり(人数は施設によって異なる)
利用料	月額5000円(おやつ代を含む) ※時間延長利用料/月ごめ=1000円、スポット日額=200円(月額上限1000円)。	月額5000円(おやつ代を含む) ※午後7時までの時間延長利用料は、月額上限1000円。 ※午後7時以降の預かりの利用料は施設によって異なる。

区議会第1回定例会を開催します

開催予定/2月19日(水)～3月27日(木)

7年度予算案の審議等を行います。
本会議と予算特別委員会の模様は、本庁舎と総合支所、市民活動支援コーナー(キャロットタワー3階)、インターネット議会議中継(区HPQ 10105)でご覧になれます。なお、インターネット議会議中継では、この他に常任委員会や特別委員会、議会運営委員会もご覧になれます。
FMラジオ・エフエム世田谷(83.4MHz)では、2月21日(金)から代表質問と一般質問の録音放送を行う予定です(月～金曜=午後5時から、日曜=午後7時から)。

問 区議会事務局 ☎5432-2779 FAX5432-3030

今月の手話

手話は言語です。ぜひ手や指を動かしてみてください。

「さぎそう」
両手を開き、親指を交差する。さぎそうの花の形を表現しています。

問 障害施策推進課 ☎5432-2388 FAX5432-3021

引っ越しの際は住民登録の届出を忘れずに

引っ越しをした場合、原則14日以内に住民登録の届出が必要です。

お持ちいただくもの

- 本人確認資料(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険の資格確認書等)
- マイナンバーカード(お持ちの方全員分)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方全員分)
- 他の区市町村から世田谷区へ引っ越した方は、前の住所地で交付された転出証明書(マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードによる特例の転出届をされた方を除く)
- 外国人の方は、引っ越した方全員分の在留カードまたは特別永住者証明書等
- 国外から区へ転入した場合は、全員分のパスポート及び入国日が確認できる航空券の半券等(パスポートで確認できない場合)

届出窓口 総合支所くみん窓口・出張所
※まちづくりセンターでの届出はできません。
※その他、届出内容によって追加が必要となる書類があります。
※土曜は、他の区市町村への確認が必要となる手続き(国外からの転入や、戸籍の届出を伴う手続き等)はできません。
※3月中旬～4月上旬は、窓口が大変混雑します。混みあう曜日を避け、時間に余裕をもってお越しください。区HPQ 48 から窓口の待ち時間(予想)をご覧ください。

●転出届(世田谷区から他の区市町村への引っ越し)は郵送、マイナポータルでも届出ができます。ファクシミリによる届出はできません。
※マイナポータルによる転出届には、有効な電子証明書が搭載されたマイナンバーカード、マイナポータルに対応しているパソコンまたはスマートフォンが必要です。

問 住民記録・戸籍課 ☎5432-2236 FAX5432-3077 区HPQ 82

事業系の資源・ごみの出し方をご存じですか

①事業所から出る資源・ごみの処理は全て有料です
事業活動によって生じた廃棄物(資源・ごみ)は、事業者の責任で処理することが原則です。産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別したうえで、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託してください。処理業者に関する情報等詳しくは、区HPQ 453 をご覧ください。

●資源・ごみの出し方の例外(日量10*未満の事業者)
家庭ごみの収集に支障のない範囲内(可燃ごみの場合1回の収集量が45ℓの袋で3袋以内)で、例外的に事業系の資源・ごみを集積所に出すことができます。袋の容量に見合った事業系有料ごみ処理券(コンビニエンスストア等で販売)を貼り、事業所名を記入して出してください。住居と事業所が一緒の場合は、家庭から出る資源・ごみを混ぜずに分けてください。
※事業系の粗大ごみは区では収集できません。

●事業所から出る古紙の出し方
新聞(4つ折り)・雑誌類=高さ10*につき10*券1枚
段ボール(畳んだ状態でおおむね100*×80*以内)=2枚につき10*券1枚

●事業所から出るガラスびん・缶の出し方
種類ごとに中身の見える袋に入れて、袋の容量に見合った事業系有料ごみ処理券を貼り、コンテナの横に出してください。資源用コンテナには入れないでください。

事業系有料ごみ処理券を直接貼ってください▶

②より安く便利な事業系資源の回収制度をご利用ください～事業系リサイクルシステム

対 区内事業者

メリット① シュレッダー OK
区の収集では可燃ごみとなるシュレッダー古紙も資源として回収できるので、環境に優しく、ごみの減量化に貢献できます。

メリット② 経済的
事業系有料ごみ処理券を貼って区の回収に出すより安価です。

メリット③ 便利
直接事業所の戸口まで回収に向うので、朝早く資源・ごみ集積所まで運ぶ手間がかかりません。

申込は世田谷リサイクル協同組合のホームページへ▶

問 清掃・リサイクル部事業課 ☎6304-3263 FAX6304-3341